

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー 2-26: 情報—第三者に対する責務

翻訳 中田はる佳

1987年3月、M夫人は、遺伝的に伝わる可能性のある甲状腺髄様癌と診断された。

主治医たちは、M夫人にもその子どもたちにも、子供たちがこの遺伝子疾患を受け継いでいる可能性や、それゆえに致死的な疾患を発症するリスクがあるということを伝えていなかった。言うまでもなく、M夫人の主治医たちはM夫人やその子どもたちに、子供たちに甲状腺髄様癌の検査を受けるよう勧めなかった。

M夫人の子どもたちは、母親の疾患による潜在的な影響を知らなかったため、何の検査も受けなかった。

3年後、Mの成人した娘(H夫人)は、自分も甲状腺髄様癌にかかっていることを知った。

H夫人は母親が甲状腺髄様癌と診断された時に検査を受けていれば、予防策を取れたかもしれないし、彼女の病気は治癒できた可能性が高い。

H夫人は進行した甲状腺髄様癌に罹患しており、その様々な症状により衰弱している。

医師には、患者が治療中の疾患が遺伝性であることを患者の子どもに警告する注意義務があるだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最もあてはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES その情報が第三者にとって有益であり、医師が当該第三者の存在を知っているのであれば、秘密医療情報の開示という代償を払ってでも、医師の責務は当該第三者にまで拡張される。一般的な注意義務基準は明らかに患者のみならず、予測可能なリスクの範囲内にいる患者の子どもの利益のために定められた。したがって、この医師はMの子どもに対する注意義務も負っている。

NO M夫人の主治医は彼女に対しては、彼女の病気が遺伝性のものであることを警告し、M夫人の子どもが甲状腺髄様癌の検査を受けることの重要性を説明する義務があった。この義務はM夫

人の子どもに警告をすることにまで拡張されない。さらに、患者の様々な家族メンバーを捜し出し、警告することを医師に義務づけることは困難で、非現実的でもあり、医師に過度な負担を課すことになる。

本ケースについてのノート

判決

本事案はその国の最高裁判所で審理された。裁判所は、一般的な注意義務基準により、ある特定の第三者にとって明白に利益となる場合の義務が定められ、かつ当該医師がこの第三者の存在を知っている場合には、この医師の義務は当該第三者に対しても拡張されると結論づけた。

しかし、この警告は当該患者に向けて行われるべきである。医師は、疾患について個人的に患者の子どもに警告することは求められない。さらに、医師は患者の許可なく病状を他人に開示することは禁じられている。したがって、医師に遺伝性疾患に関する警告をする義務がある状況下において、この義務は患者に警告することによって果たされる。

本事案において、当該医師は、現在治療中の致死性の疾患は遺伝性があること、および患者の子どもがこの疾患を発症するリスクがあることを患者に対して警告する義務を怠った。裁判所は、Mの娘のHの夫が主張した過失を棄却した判断を覆し、審理を差し戻した。

ディスカッション 第三者に対する責務

患者に対する医師の責務は、医療専門職としての根幹をなすものである。医師は常に自身の患者の最善の利益のために行動しなければならない。患者が自らの身体に対する権利を認識すれば、医師が患者の病状やその影響を患者に伝えるという責務は増大する。加えて、医師には、患者に関する秘密情報を、家族であるか否かに関わらず、第三者に開示しないという責務もある。

とはいうものの、医療データの秘匿性は絶対的なものではない。医師は特定の状況下においてはこの義務から解放される。特に、ジフテリアのような感染症の管理や、公共交通機関の運転手に対するてんかんの診断など公衆衛生の脅威に関する場合が考えられる。公共の福祉が個人のプライバシーに勝るときは、医師は関連規制当局に知らせる責務が生じる。

患者に関する臨床情報から提起される脅威は、ときに一人のみである。しかし、非常に深刻な脅威

の場合は、例えそれが一人に対するものであったとしても、患者の健康情報の開示が正当化される。

多くの人々が医療情報を自らの利益のために利用できるということは、科学的な情報から健康上の利点を引き出すという基本的権利であり、また、公衆衛生を促進するという医師の責務でもある。

患者が重要な情報を第三者に打ち明け、第三者自身の健康を促進するために用いようとしていると考えられる場合には、医師が、包括的にすべての潜在的な受益者の利益に資する情報を患者に開示する責務が拡大される。

遺伝データには特有の難しさがある。遺伝データはプライバシーが常につきまとう単なる個人情報ではないのである。治療施行患者の遺伝情報は、その患者の親族の情報でもある。これら患者に関わる人々が患者の親族の遺伝子検査結果を知らされるべきか否かについては、通常の診療において、患者が純粋な個人情報を他人と共有したがると思われない状況と比べて、判断が不明確である。

われわれが考慮する二つの要素は、脅威の深刻さと切迫性である。ある脅威が深刻だが切迫していない場合、あるいは脅威が切迫しているが深刻ではない場合は、医師が自発的に情報を開示するのが適切であろう。脅威が深刻かつ切迫している場合には、影響する人々に対して開示するのが適切かもしれない。

本事例では、状況は後者と考えられるだろう。というのは、早期介入によって深刻かつ切迫した健康上の問題を避け得たと考えられるからである。